京都府クビアカツヤカミキリ防除等推進指針 (第1版)

1 指針策定の背景

クビアカツヤカミキリは特定外来生物であり、サクラ、モモ、ウメなどのバラ科の 樹木を枯らす原因となる外来の昆虫である。隣接する大阪府や兵庫県、奈良県、三重 県で被害が確認されていたが、京都府においても、令和6年7月に京都府京都市西京 区及び向日市において成虫を初確認し、同月に京都市西京区、翌8月に福知山市にお いて被害木を確認した。今後、生活環境面では公園や街路、寺社及び観光地のサクラ やウメ、また農業面ではモモやウメ、スモモ等への被害が懸念されている。

このため、クビアカツヤカミキリの効果的な防除を推進するため「京都府クビアカツヤカミキリ防除等推進指針」を策定し、初期防除と被害対応を推進することとする。

2 クビアカツヤカミキリの特定外来生物への指定

クビアカツヤカミキリは平成30年1月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定された。

3 クビアカツヤカミキリの概要

クビアカツヤカミキリ(学名: Aromia bungii)

分類:コウチュウ目・カミキリムシ科・ジャコウカミキリ属

体長: 2~4 cm (成虫)

分布:中国、朝鮮半島、ベトナムなど

被害樹種:サクラ、モモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木

≪クビアカツヤカミキリの特徴≫

- ・からだ全体が黒く光沢がある
- ・頭部の下(前胸の一部)が赤く、突起がある
- ・成虫はジャコウのような匂いを放つ

≪クビアカツヤカミキリの生態≫

- ・成虫は、6月から8月に野外で活動し、越冬はできない。
- ・メスの成虫は交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵する(1個体あたり平均約300個。最大で約1,000個)。他のカミキリ種より産卵数が多く、繁殖力が強い。
- ・幼虫は、樹幹に食入し、樹幹内で2年かけて成長し、蛹(さなぎ)になる。
- ・幼虫の活動期は3月から10月であり、樹幹からうどん状のフラス(糞と木屑が混ざったもの)が排出される。

4 現況

(1) 全国確認状況



図1:全国確認状況(2024.8)

近畿では平成27(2015)年に大阪府で侵入が確認され、その後、三重、奈良、和歌山、 兵庫の各県でも侵入が確認された(図1)。京都府においては、令和6年7月に京都市 西京区及び向日市において成虫を初確認し、同月に京都市西京区、翌8月には、福知山 市三和町において被害木と成虫を確認した。

鉄道や自動車に付着し、移動する可能性もあることから、被害確認地域と繋がる鉄道 や主要幹線道路沿いは特に注意を要する。

(2) 分野別被害の想定

ア 生活環境

公園や街路、学校等多くの人が利用する場所において、サクラやウメ等の枯死が 想定される。今後、このような被害が拡大すれば、身近で愛着のあるサクラ等が減 少し、景観の悪化に繋がるとともに、枯死した樹木の落枝や倒木による事故などが 懸念される。

イ 農業

府内では、山城及び丹後地域を中心にモモ、ウメなど、バラ科の果樹における農業被害が懸念される。

ウ 生態系

山で自生するヤマザクラやエドヒガン等、野生のサクラ類への被害も想定される 他、在来のカミキリムシとの生息地の競合や、バラ科樹木の病原菌等の伝播が懸念 される。

5 防除の目標

クビアカツヤカミキリによる生活環境、農業及び生態系への被害の抑制・根絶を 目標とし、早期発見、迅速な防除の実施に努める。

6 防除対策

(1) 地域別の防除対策

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、定着初期段階における早期発見、早期防除が重要である。また、地域の被害状況に即した対策を実施することが効果的であり、ここでは「被害発生市町村」、「被害発生地隣接市町村」、「被害未発生市町村」におけるそれぞれの防除対策について示す。

ア 被害発生市町村における防除対策

初めて被害が発見され、かつ被害本数が少ない段階であれば、被害樹の伐倒が効果的である。また、被害分布域を拡大させないために、徹底した対策を講じる必要がある。

具体的には、被害の拡大とまん延を防ぐため、施設や土地の管理者が、毎年4月頃から10月頃にかけて公園や街路、学校、農地等を定期的に巡視する。巡視にあたっては、樹幹から排出されるフラスの確認及び発見した成虫の捕殺に努める。

被害が確認された樹木については、成虫の逸出を防ぐため、5月までに防除ネット (一般に購入する場合は防風ネット)等をフラスの排出孔のある樹幹に巻き付けると ともに、成虫発生期(5月~8月)に樹幹から出てきた成虫を駆除する。

農薬による防除を実施する場合には、成虫発生期に、樹木に農薬を散布する。落葉や樹勢の低下が見られない樹木に関しては、展葉後から落葉前に樹幹注入も検討し、樹木内部の幼虫を駆除する。農薬を使用する際には、必ずラベルの記載内容を確認し、農薬取締法に基づく使用基準を遵守した上で防除を行う。

なお、加害により落葉し、樹勢が低下した樹木に関しては、クビアカツヤカミキリ の完全な排除が困難な場合が多いため、伐倒による対応を検討する。

市町村においては、クビアカツヤカミキリの防除対策における庁内関係部局の連携体制を構築する。さらに、市町村は地域住民に対して、クビアカツヤカミキリの特徴等について周知するとともに、防除への協力や被害通報の働きかけを行う。

イ 被害発生地隣接市町村における防除対策

被害を抑え込み、拡大させないためには、被害発生地隣接市町村での予防を含めた対策が極めて重要となる。特に、被害発生地隣接市町村は、被害発生地から成虫が飛来する確率が高いことから、早期発見に努めることが重要である。公園や街路、学校、農地等においては、施設や土地の管理者が4月から10月頃にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、被害情報の提供を行政へ行う。

また、各主体は連携を図り、防除の取組事例を共有するなど、地域ぐるみの対策を推進する。

さらに、地域住民に対してクビアカツヤカミキリの特徴等について周知するとと もに、発見時の捕殺や行政への通報の働きかけを行う。被害木の農薬による防除が 可能な場合には、防除を行う。

ウ 被害未発生市町村での予防対策

被害発生地から遠方の地域でも、クビアカツヤカミキリが自動車等に付着して移動し、侵入する可能性があるため、水際対策が重要である。公園や街路、学校、農地等においては、施設や土地の管理者が、4月から10月頃にかけて定期的に巡視を行い、樹幹からフラスが排出されていないかを確認するとともに、被害が確認された場合は、被害情報の提供を行政へ行う。さらに、地域住民に対してクビアカツヤカミキリの特徴等について周知するとともに、発見時の捕殺や行政への通報の働きかけを行う。

(2) 施設等別の防除対策

ア 公園・街路・学校・民地等

多くの府民が利用する公園や街路、学校、民地等では、健康被害への懸念から農薬使用による防除が困難な場合が多い。そのため、管理者が定期的に巡視を行い、被害が確認された場合には、防除ネットを樹幹に巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除する。なお、農薬による防除が可能な場合には、専門家と相談し防除を行う。

イ 農地

農地では、農業者が日々の農作物の栽培管理を通じて、クビアカツヤカミキリによる侵入・被害の有無の確認を行う。侵入・被害が確認された場合は、被害情報等の提供を行政へ行うとともに、環境への配慮や安全性を確保した上で、「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」(京都府作成)等に基づき防除を行う。

また、被害木の樹幹に防除ネットを巻き付けるとともに、樹幹から出てきた成虫を駆除する。

(3) 具体的な防除手法

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所が策定した「クビアカツヤカミキリの防除法」の他、前述の「クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル」等を参考に専門家・有識者の助言も得ながら被害の実態に応じて対応する。

7 防除推進体制

(1) 各主体の連携・協力による防除

クビアカツヤカミキリの被害の軽減と分布域の拡大を防ぐためには、行政の対応だけでは十分とはいえない。そのため、研究機関や民間企業等、多様な主体が連携を図るとともに、府民の協力も得ながら効果的な防除対策を推進していく必要がある。

(2) 各主体の役割

各主体において、以下に示す役割を認識し、地域の状況を踏まえた上で、必要に応じて効率的な防除に取り組むことに努める。

京都府

- <自然環境保全課>
- ・被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信
- ・緊急的な防除のための市町村への技術的支援
- ・防除研修会の開催等
- ・庁内・各保健所・市町村担当部署、府民へ防除対策等の周知啓発

<農産課>

- ・府の管理する施設(果樹園等)の防除
- ・広域振興局・農業改良普及センター・市町村の農政担当部署や農業者へ防除対策等 の周知啓発
- <観光室・文教課>
- ・関係施設へ防除対策等の周知啓発
- <文化財保護課>

- ・府が管理する施設や文化財等へ防除対策等
- ・関係施設へ防除対策等の周知啓発

<その他の課・室>

- ・府が管理する施設(公園、道路、河川敷、学校、府営住宅等)の防除
- ・各振興局(土木事務所等を含む。)・市町村担当部署等へ防除対策等の周知啓発

市町村

- ・被害状況の調査、把握、発信、京都府への情報共有
- ・防除対策における市町村内関係部局の連携体制の構築
- ・地域住民等との連絡調整、連携した防除
- ・地域住民等へ防除対策等の周知啓発
- ・ 市町村が管理する施設(街路、公園、市町村営施設等)の防除

民間企業 (造園事業者等)

- ・企業間における被害情報や防除技術の共有
- ・民間企業が管理する施設の防除

学校等

- ・学校等が管理する施設の防除
- ・児童・生徒・保護者・教職員等へ防除対策等の周知啓発

農業者

- クビアカツヤカミキリの発見と行政への被害情報の提供
- ・自身の管理地における適切な防除

府民

- ・クビアカツヤカミキリの発見と行政への被害情報の提供
- ・行政等と連携した防除活動への参加
- ・自身の管理地における適切な防除

(3) 当面の通報ルート

各主体においてクビアカツヤカミキリ被害発見時の通報ルートは、当面の間、図 2のとおりとする。

8 普及啓発等の推進

クビアカツヤカミキリの防除に向けた普及啓発を円滑に進めるためには、クビアカツ ヤカミキリの与える影響等をわかりやすく、府民をはじめ、公園や街路、学校、農地の 管理者等に伝え、行動意識を持つ人々を増やすことが重要である。

ホームページやチラシ、ポスター等を活用し、クビアカツヤカミキリの特徴や発見し

た場合の対処方法等について府民等へ周知を行い、防除意識の醸成を図る。

9 今後の課題

(1)薬剤防除が困難な場所への対応

観光名所や寺社、学校などでは薬剤での防除が困難な場合がある。クビアカツヤカミキリ対策として広域的な視点から防除できる連携体制を作ることが重要である。ポスター、チラシの配布等により注意喚起や周知啓発を継続・徹底していく必要がある。

(2) 管理者不明の場所への対応

発生場所の管理者・所有者の責任で防除対策を行うことが基本となるが、所有者が不明な場所や放棄園地でのクビアカツヤカミキリの発生・繁殖が既発生地では問題となっている。あらかじめ、管理者・所有者の明確化や不要なバラ科樹木の伐倒も含め対応を検討する必要がある。

(3) 緊急的な防除後の対応について

当面の間、新たに被害が発生した市町村における緊急的な防除において、京都府が 市町村に対し、技術的な支援を実施する(防除ネットの巻き付けを数本実施する)が、 その後は、各施設等の管理者が主体的に対応する必要がある。被害状況に応じて随時、 継続して関係機関で協議を行う。

10 京都府クビアカツヤカミキリ防除等推進指針の策定にあたって

本指針の策定にあたっては、クビアカツヤカミキリ庁内対策会議において、その内容について関係部署と協議し策定した。なお、被害発生状況や課題を踏まえ、今後も随時内容を改訂、更新していく。

<参考資料>

- ・大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画(大阪府令和2年2月策定、令和5年3月改定)
- ・兵庫県クビアカツヤカミキリ防除推進指針(兵庫県、令和4年6月策定)

<添付資料>

- ・クビアカツヤカミキリの防除法(国立研究開発法人森林研究・整備機構)
- ・「クビアカツヤカミキリに対する注意喚起等の依頼について」 (環境省自然環境局野生生物課(環自野発第2405282号)、令和6年5月28日)

